

新幹線プレス

2012年5月5日

No.49

発行者 成田隆浩

編集者 教宣部

JR東海労新幹線地本

組合掲示の不当撤去を許さない!!

新幹線地本は「新幹線プレス47号」(2012年4月27日)を発行し、東二運分会長を狙い撃ちにした不当処分攻撃の本質について組織内外に広く訴えました。そして、各分会は、職場の組合掲示板にそれを掲示しました。

これに対して会社は4月30日になって各職場で一斉に「撤去通告」をし、一方的に掲示物を撤去しました。撤去理由を質しても各職場とも管理者は「協約違反です」「個別の議論はしません」と壊れたレコーダーのように同じことを繰り返すだけです。

「掲示物撤去が不当労働行為」は最高裁が認定済み!

労働組合が労働組合としての主張を展開することは当たり前の行為です。これに対して会社側が一方的に掲示物を撤去するのは、明らかに不当労働行為です。このことは掲示物撤去事件で、二度も最高裁がJR東海に対して不当労働行為を認定している事実からも明らかです。

新幹線地本は幹鉄事に対して直ちに抗議!!

担当の係長は抗議を了解!?

新幹線地本は、5月1日に幹鉄事に対して「昨日、各職場で組合の掲示物(新幹線プレスNo.47号)が一方的に撤去されたことは大変問題がある。東海労新幹線地本として嚴重に抗議する。直ちにこのような行為を撤回し謝罪すること」と抗議しました。

5月1日は、窓口である課長代理が不在のため対応したのは代務の係長でしたが、抗議内容を復唱し、抗議内容を把握したうえで担当の課長代理に伝えることを約束しました。

苦情処理会議での不条理を訴えるのは協約違反ではない!!

会社は不当労働行為の謝罪を!!

会社は、掲示物撤去に際して「協約違反」の一辺倒で、「議論はしない」と言うだけであり、具体的にどのような協約違反なのか、まったく分かりません。仮に「会議の非公開」や「秘密の厳守」ということを盾に取ろうとしているのであれば、それはまったくのお門違いと言わざるを得ません。なぜなら、私たちは苦情処理会議の内容そのものではなく東二運分会長にかけられた攻撃の本質とは何か、そして、その不当性・不条理について訴えているのです。このことは正当な組合活動であり、これを妨害する行為は明らかに不当労働行為以外の何ものでもないのです。

会社は繰り返す不当労働行為に対し猛省し、直ちに謝罪すべきです!